

～ 野村きぼう苑 サービス利用料金表 ～ (別表)

特別養護老人ホーム (29床)

令和6年 9月現在

■ご利用料金 (1日あたり)

特別養護老人ホーム ユニット型 負担額一覧 (単位 / 1日)				
要介護度	個室 (29床)	看護体制加算 I	日常生活継続支援加算	若年性認知症入所者受入加算
要介護 1	682	加算 12 (単位 / 1日)	加算 46 (単位 / 1日)	加算 120 (単位 / 1日)
要介護 2	753			
要介護 3	828	栄養マネジメント強化加算	夜勤職員配置加算	
要介護 4	901	加算 11 (単位 / 1日)	加算 46 (単位 / 1日)	64歳までの入所者様で認知症と診断された方に対し個別の担当者を定めた上で算定させていただく場合がございます。
要介護 5	971			

科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50単位/月 ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況等の情報をLIFEを用いて厚労省へ提出します。また、サービス計画見直し時にこれらの情報を適切かつ有効に活用いたします。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	1ヶ月の合計単位数に14.0%を乗じた単位が加算されます。
看取り介護加算 I	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、同意された利用者様に対し、看取り介護を実施した場合に算定されます。死亡日以前31日以上45日以下(72単位)・死亡日以前4日以上30日以下(144単位)・死亡日以前2日又は3日(780単位)・死亡日(1580単位)
初期加算	入所日から30日間(30日以上入院を要した後も含) 30単位/1日 算定されます

※介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じた額をご負担いただきます。

※亀山市は地域区分が「6級地」に該当するため 1単位=10.27円として換算されます。

■ 滞在費 ・ 食費

利用者様の前年度収入によって滞在費・食費の負担軽減の認定を受ける手続きがあります。

滞在費 / 食費		
利用者負担段階	滞在費用 [個室]	食事費用(1日あたり)
基準利用額	¥2,066	¥1,595
負担限度額 第1段階	¥880	¥300
負担限度額 第2段階	¥880	¥390
負担限度額 第3段階①	¥1,370	¥650
負担限度額 第3段階②	¥1,370	¥1,360
食費内訳(基準額)	朝食 373 ・ 昼食 650 ・ 夕食 572	

■ その他の費用

・電気代 50円(1日)

■ 1ヶ月あたりの利用料金の目安 ※ 1割負担 30日計算

利用者負担段階	料 金				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準利用額	¥139,284	¥141,770	¥144,396	¥146,952	¥149,402
第1段階	¥64,854	¥67,340	¥69,966	¥72,522	¥74,972
第2段階	¥67,554	¥70,040	¥72,666	¥75,222	¥77,672
第3段階①	¥90,054	¥92,540	¥95,166	¥97,722	¥100,172
第3段階②	¥111,354	¥113,840	¥116,466	¥119,022	¥121,472

■ 1ヶ月あたりの利用料金の目安 ※ 2割負担及び3割負担

利用者負担段階	料 金				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準利用額 (2割負担)	¥167,239	¥172,210	¥177,462	¥182,573	¥187,474
基準利用額 (3割負担)	¥195,193	¥202,650	¥210,527	¥218,195	¥225,547

※上記金額は若年性認知症・初期加算は含まず、30日計算してあります。

また1ヶ月あたりの目安を表示しており、端数処理などの関係で差異が生じる場合もございます。

■ご見学・お問い合わせはお気軽にご連絡下さい。

特別養護老人ホーム 野村きぼう苑

〒519-0165 三重県亀山市野村3丁目28-20

tel 0595-84-7888 fax 0595-84-7889

担当 : 小島

